

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり5万円**）は、**住民税均等割非課税世帯**や令和4年1月から12月までに**家計急変のあった世帯**を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり5万円

給付金の支給時期

東根市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書が届きます（要返信）

※転入や未申告など課税状況が確認できない場合等、申請が必要な場合があります。

令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年11月1日（火）
～令和5年1月31日（火）



ただし申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】東根市役所 健康福祉部 福祉課
(様式はHPにも掲載しています)

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、東根市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、必要事項を記入し、**返信してください。**
【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類（課税証明書等）と一緒に東根市の下記窓口に、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市町村ごとに異なります。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東根市の場合）単身の場合：93万円以下、配偶者と子(1人)を扶養の場合138万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類(給与明細等収入減少がわかる書類)と一緒に、申請時にお住まいの市区町村窓口にご提出ください。



収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府電力・ガス・食料品等価格高騰
緊急支援給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00～20:00（12/29～1/3を除く）

東根市 健康福祉部 福祉課

「電力・ガス・食料品等価格高騰
緊急支援給付金」窓口

0237-42-1111 内線2202・2203

受付時間 平日 9:00～17:00